別表六(十九)の記載要領第１号中「から第３項まで（特定の地域」を「若しくは第２項（地方活力向上地域等」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第２項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。以下この記載要領において「平成30年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号及び第８号において「平成30年旧措置法」という。）第42条の12第１項から第３項まで」に改め、同第三号中「「当期税額基準額 ⑽ × 10又は20/100 ⑾」を「「当期税額基準額 (6) × 10又は20/100 ⑾」」に、「租税特別措置法」を「平成30年旧措置法」に改め、同第四号及び第五号を次のように改める。

4	「地方事業所基準雇用者数（別表六（十九）付表「５の⑦」又は「５の⑤」）（マイナスの場合は０）」	⑮

の欄は、平成30年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「「５の⑦」又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は「５の⑤」」を消すこと。

5	「⑶≧８％若しくは⑶≧10％又は⑴＝０の場合 60万円×⑳＋50万円×㉘」	㉚

の欄は、平成30年改正法附則第91条第１項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「⑶≧８％若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは⑶≧10％」を消すこと。

別表六(十九)の記載要領第八号及び第九号を削り、同第七号中「第42条の12第５項第12号」を「第42条の12第４項第14号」に改め、「計算した数を」の次に「記載し、当該各欄の内書には、その数のうち同条第２項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第４項第２号に規定する特定業務施設に係る数をそれぞれ」を加え、同号を同第九号とし、同第六号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12第１項の規定の適用を受ける若しくは受けた事業年度（同条第２項に規定する要件適格法人の⑴から⑷までに掲げる規定の適用を受ける事業年度及び同項に規定する要件適格連結法人の⑸から⑼までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度を含む。）又は平成30年旧措置法」を加え、「又は」を「若しくは」に、「同法」を「平成30年旧措置法」に改め、同号に次のように加える。

⑴　租税特別措置法第42条の11の３第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

⑵　⑴に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の２第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

⑶　⑴に掲げる規定に係る租税特別措置法第52条の３第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

⑷　租税特別措置法第42条の11の３第２項の規定

⑸　租税特別措置法第68条の15第１項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定

⑹　⑸に掲げる規定に係る租税特別措置法第68条の40第１項又は第４項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定

⑺　⑸に掲げる規定に係る租税特別措置法第68条の41第１項から第３項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定

⑻　租税特別措置法第68条の15第２項の規定

⑼　租税特別措置法第68条の15の２第１項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定